

古平町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成28年1月 1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27 年度	人 3,315	千円 3,798,084	千円 104,595	千円 503,916	% 13.2	% 15.5

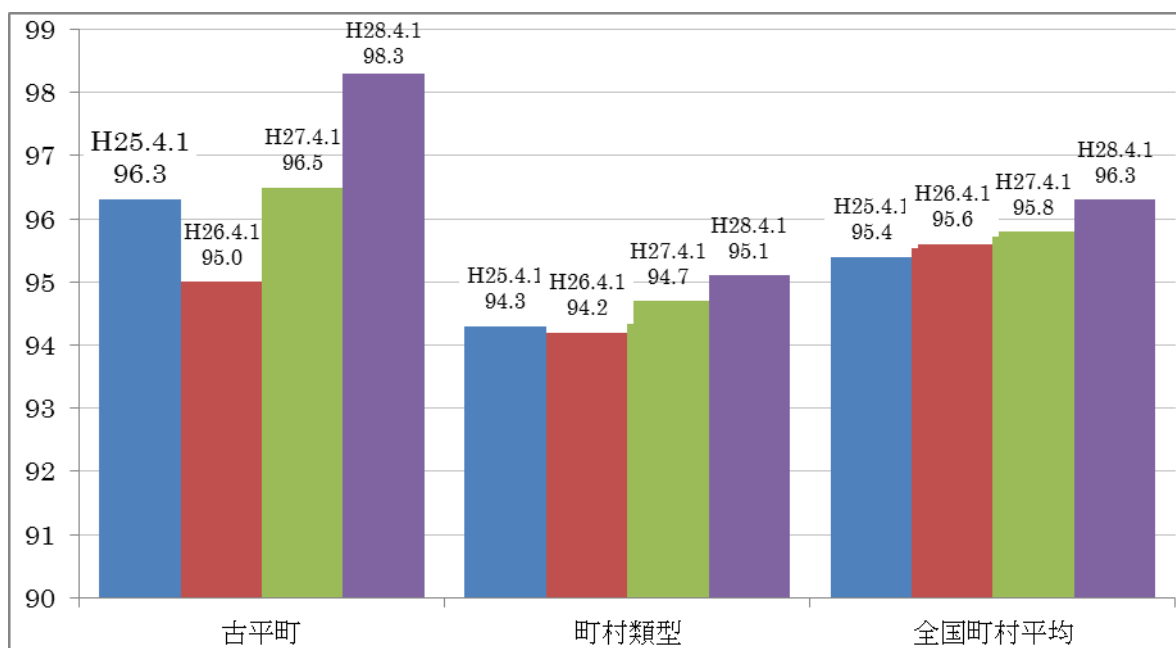
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
27 年度	人 65	千円 219,953	千円 30,954	千円 79,558	千円 330,465

(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)〇〇〇 平均一人当た り給与費
千円 5,084	千円 5,504

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職

俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員の年齢・在職年数の構成に偏りがあり、また課長級の管理職ポストへの昇任年齢が低下したことによる職務等級の構成によりラスパイレス指数が上昇している。今後、若年層職員の比率が高くなることが予想され、指数の上昇は改善される見込み。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.49%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
古平町	39.3歳	290,400円	323,618円	312,453円
北海道	44.8歳	333,069円	400,645円	376,425円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	40.9歳	295,868円	337,348円	321,005円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区分		古平町	北海道	国
一般行政職	大学卒	176,700円	176,700円	176,700円
	高校卒	144,600円	144,600円	144,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

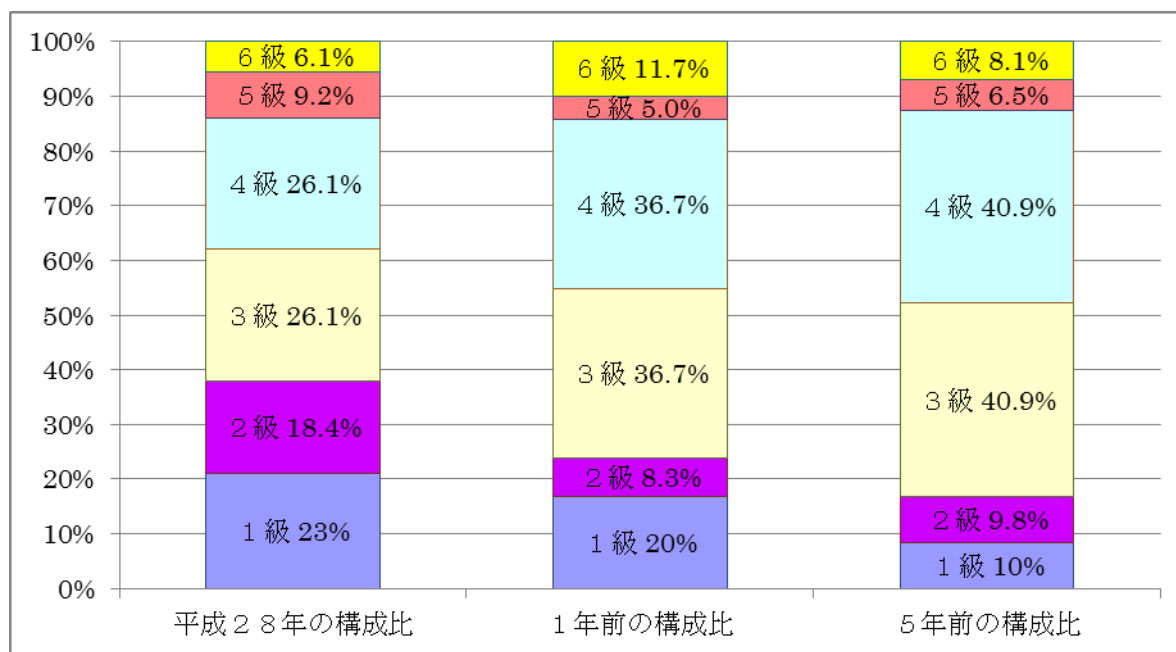
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	199,500円	292,900円	372,400円	382,700円
	高校卒	172,100円	308,400円	330,300円	357,700円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
○1級	定型的な業務を行う職務	15人	23.0%	140,100円	246,100円
○2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	12人	18.4%	190,200円	214,000円
○3級	(1)係長の職務 (2)主任の職務	11人	16.9%	226,400円	348,800円
○4級	困難な業務を分掌する係長の職務	17人	26.1%	259,900円	379,800円
○5級	困難な業務を所掌する課長等の職務	6人	9.2%	286,200円	391,800円
○6級	極めて困難な業務を所掌する課長等の職務	4人	6.1%	317,000円	409,000円

- (注) 1 古平町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	古平町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○

標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

平成28年度より人事評価制度を導入開始。上記期間には反映しない。

4 職員の手当の状況

1人当たり平均支給額（平成27年度）

(1) 期末手当・勤勉手当

古平町	北海道	国
1人当たり平均支給額 (平成27年度) 1,250千円	1人当たり平均支給額 (平成27年度) 1,626千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.5月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.5月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 2.5～7.5%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	古平町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

平成28年度より人事評価制度を導入開始。該当年度には反映しない。

(2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

古平町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～45%加算) 1人当たり平均支給額 17,194千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	6,603千円
職員1人当たり平均支給年額 （平成27年度決算）	103千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成27年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成27年度決算）
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・その他の扶養親族 5,000円 ・配偶者のいない扶養親族の内1人 11,000円 ・特定扶養親族加算 5,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養親族 6,500円	同		千円 5,489	円 85,765
住居手当	家賃23,000円までの職員 12,000円との差額全額・家賃23,000円を超える職員 超える額の1/2を11,000円に加算した額	同		千円 3,925	円 61,328
通勤手当	・運賃全額支給 限度額55,000円 交通用具（自家用車等）使用者は、通勤距離に応じて支給	異		千円	円
管理職手当	・管理職員に対して給料月額 の5%	—	—	千円 3,376	円 337,600
休日勤務手当	・祝日等の休日に勤務した場合に一時間当りの給与額の100分の135を支給	同		千円 2,946	円 46,031

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	650,000円 (650,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000円/416,500円	
	副 市 町 村 長	560,000円 (560,000円)	705,000円/385,000円	
報 酬	議 長	240,000円 (240,000円)	395,000円/160,000円	
	副 議 長	193,000円 (193,000円)	310,000円/130,000円	
	議 員	162,000円 (162,000円)	290,000円/115,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(平成27年度支給割合) 4.4月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成27年度支給割合) 4.4月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職期間(年)×5.126 給料月額×在職期間(年)×3.234	(1期の手当額) 13,327,600円 7,244,160円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

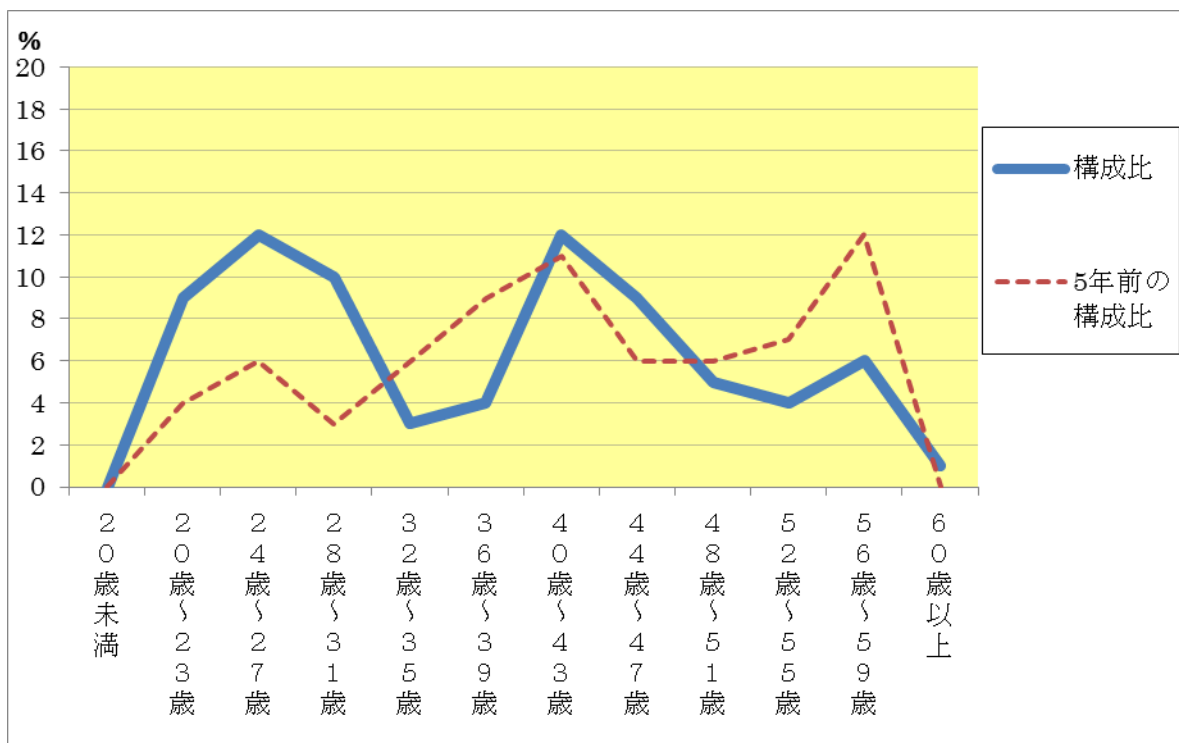
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成28年	平成27年		
普通 会 計 部 門	一般 行政 部門	議会	2	2	0	保育士人員補充
		総務	22	22	0	
		税務	4	4	0	
		民生	17	16	1	
		衛生	2	2	0	
計	農林水産 商工 土木	農林水産	6	6	0	業務増・人員配置
		商工	1	1	0	
		土木	4	3	1	
		計	58	56	2	
	教育部門	8	9	▲1	欠員不補充	
	小計	66	65	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 199.33人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 185.17人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道 下水道 国保事業 介護保険事業 その他	水道	2	2	0	
		下水道	2	2	0	
		国保事業	2	2	0	
		介護保険事業	2	2	0	
		その他	1	1	0	
	小計	9	9	0		
合計			75	74	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 226.51人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	9 人	12 人	10 人	3 人	4 人	12 人	9 人	5 人	4 人	6 人	1 人	75 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	53	54	53	55	56	58	3(5.2%)
教育	8	8	8	9	9	8	-1(12.5%)
消防							()%
普通会計計	61	62	61	64	65	66	3(4.5%)
公営企業等会計計	9	8	9	9	9	9	0(0%)
総合計	70	70	70	73	74	75	3(4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。